ウェルビー株式会社

定　　款

平成２３年１１月２５日　作成
平成２５年　６月２７日　変更
平成２５年　９月１３日　変更
平成２６年　５月　７日　変更
平成２７年　８月　３日　変更
平成２８年　６月２７日　変更
平成２９年　６月２６日　変更
平成２９年　７月　１日　変更
平成３０年　４月　１日　変更
平成３０年　６月２２日　変更
令和　３年　６月２５日　変更

定　　款

第１章　総　　則

（商　号）

第　１　条　当会社は、ウェルビー株式会社と称し、英文では Welbe, Inc. と表示する。

（目　的）

第　２　条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１．障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害福祉サービス事業
２．障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による一般相談支援事業
３．障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による特定相談支援事業
４．児童福祉法による障害児通所支援事業
５．児童福祉法による障害児相談支援事業
６．介護関連サービス業務
７．介護保険法による居宅サービス事業、介護保険法による居宅介護支援事業、介護保険法による介護予防サービス事業
８．介護保険法による訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売その他の居宅サービス事業
９．介護保険法による認知症対応型共同生活介護事業
10．高齢者、傷病者、身体上又は精神上の障害者に対する入浴、食事、その他の日常生活における介護サービスに関する業務
11．居宅介護住宅改修事業
12．給食事業及び宅配サービス事業
13．老人、身体障害者等の介護施設の経営
14．介護用品及び介護機器の販売
15．幼児教育及び保育の研究並びにそれに関する出版物の販売
16．託児所の経営
17．保育園の経営
18．乳児、幼児の保育の受託事業
19．広告業及び広告代理業
20．広告、広告宣伝物に関する企画、制作
21．各種マーケティングリサーチ業

22. 書籍、雑誌等の制作、出版、販売
23. イベントの企画、運営
24. インターネットを利用した各種情報提供サービス業
25. インターネットを利用した物品販売業
26. 労働者派遣事業及び人材紹介
27. 学習塾の経営
28. 各種企業及び団体に属する社員の研修・通信教育業務
29. 不動産賃貸業
30. 飲食店の経営
31. 経営コンサルタント業
32. 前各号に附帯する一切の業務

（本店の所在地）

第 3 条　当会社は、本店を東京都中央区に置く。

（機　関）

第 4 条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

（１）取締役会

（２）監査等委員会

（３）会計監査人

（公告方法）

第 5 条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　株　　式

（発行可能株式総数）

第 6 条　当会社の発行可能株式総数は、１０，３２０万株とする。

（自己の株式の取得）

第 7 条　当会社は、会社法第 165 条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）
第 8 条　当会社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株式についての権利）
第 9 条　当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
（１）会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利
（２）会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利
（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）
第 10 条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
２．株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
３．当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

（株式取扱規程）
第 11 条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　株　主　総　会

（招　集）
第 12 条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後３か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）
第 13 条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎事業年度の末日とする。

（招集権者及び議長）
第 14 条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議

をもって、取締役社長が招集し、議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定める順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第 15 条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（決議の方法）

第 16 条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２．会社法第 309 条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第 17 条　株主は、当会社の議決権を有するほかの株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２．株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（株主総会の議事録）

第 18 条　株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより、その経過の要領及び結果等を記載又は記録した議事録を作成し、議事録作成の職務を行った取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

第４章　取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第 19 条　当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は 10 名以内とする。

２．当会社の監査等委員である取締役は５名以内とする。

（取締役の選任）

第 20 条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

２．取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３．取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第 21 条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

３．任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任した監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

４．補欠の監査等委員である取締役の選任決議の効力は、当該選任のあった株主総会後、２年後の定時株主総会開始の時までとする。

（役付取締役）

第 22 条　取締役会の決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、社長１名を選定し、必要に応じて、会長、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（代表取締役）

第 23 条　取締役会の決議をもって、社長並びに前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定める。

（招集権者及び議長）

第 24 条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役社長が招集し、議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定める順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

２.前項にかかわらず､監査等委員会が選定する監査等委員である取締役は、

取締役会を招集することができる。

（取締役会の招集通知）

第 25 条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

２．取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議方法）

第 26 条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第 27 条　取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

（重要な業務執行の委任）

第 28 条　当会社は、会社法第 399 条の 13 第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

（取締役会の議事録）

第 29 条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

（取締役会規程）

第 30 条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第 31 条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ

以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（非業務執行取締役の責任限定契約）

第 32 条　当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第５章　監査等委員会

（常勤の監査等委員）

第 33 条　監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集通知）

第 34 条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会の決議方法）

第 35 条　監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（監査等委員会の議事録）

第 36 条　監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

（監査等委員会規程）

第 37 条　監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第６章　会計監査人

（会計監査人の選任）

第 38 条　会計監査人は、株主総会において選任する。

（会計監査人の任期）

第 39 条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（報酬等）

第 40 条　会計監査人の報酬等は､代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

（会計監査人の責任限定契約）

第 41 条　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、会計監査人との間で、同法第 423 条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第７章　計　　算

（事業年度）

第 42 条　当会社の事業年度は、毎４月１日から翌年３月 31 日までの１年とする。

（剰余金の配当等）

第 43 条　当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

（中間配当金）

第 44 条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、会社法第 454 条第５項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を行うこ

とができる。

（配当金の除斥期間等）

第 45 条　期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

２．前項の金銭には利息をつけない。